

岡山県不妊専門相談センター代表者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

令和2年度における「岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の
所得要件の取扱いについて

本県の母子保健行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業において助成を受けるには、夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）が730万円未満であるという所得要件を満たす必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、大幅に所得が減少し、それまで助成によらず実施してきた不妊治療の継続が困難となることや、治療の延期により本年5月末までの申請ができず、前々年の所得では要件を満たしていたものの、前年の所得で要件を満たさず助成の対象外となることが想定されるため、岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第10条に基づき「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業の所得要件に関する取扱要領」を定め、令和2年度に限り、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 概要

(所得特例1) 所得急変時の所得要件の特例

夫及び妻の前年（1月から5月の申請については前々年の所得）の所得の合計額が730万円以上であっても、新型コロナウイルスの影響により所得が大幅に減少し、夫及び妻の本年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、助成の対象として取り扱います。

(所得特例2) 治療延期による申請時の所得要件の特例

新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、令和2年6月1日以降に申請した場合であって、夫及び妻の令和元年中の所得の合計額が730万円以上であり、かつ夫及び妻の平成30年中の所得の合計額が730万円未満である場合は、平成30年中の所得をもって助成対象として取り扱います。

2 留意事項

上記1の所得特例1及び所得特例2ともに、令和2年4月1日以降に治療が終了し、令和3年3月31日までに申請した場合に限り適用されます。

本取扱いは、本県が実施する助成事業についてのみの取扱いであり、岡山市、倉敷市が実施する助成事業については、本取扱いの対象とはなりませんので御留意ください。

【問い合わせ先】

岡山県保健福祉部健康推進課
母子・歯科保健班 担当：石井
TEL 086-226-7329 (直通)
FAX 086-225-7283

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における 岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業の所得要件に関する取扱要領

岡山県不妊に悩む方への特定不妊支援事業の実施にあたっては、岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）のほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、要綱第10条に基づき、時限的にこの要領に定めるところにより取扱う。

第1 所得急変時の所得要件の特例

要綱第3条第1項第2号を満たさない場合であっても、新型コロナウイルスの影響により所得が大幅に減少し、夫及び妻の令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、助成の対象として取り扱うことができる。

第2 治療延期による申請時の所得要件の特例

新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、令和2年6月1日以降に申請した場合であって、夫及び妻の前年の所得（1月から3月の申請については前々年の所得）すなわち令和元年中の所得の合計額が730万円以上であり、かつ夫及び妻の平成30年中の所得の合計額が730万円未満である場合は、平成30年中の所得をもって助成対象として取り扱う。

第3 施行

この要領は令和2年9月25日から施行する。令和2年4月1日以降に治療が終了し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに申請されたものに対して適用する。

治療終了日が令和2年4月1日以降であり、令和3年3月31日までに申請する場合

夫及び妻の **2019 年中の所得**
の合計が **730 万円以上**である

※所得の計算は令和2年度所得証明書
(児童手当用)で行ってください。

いいえ
(730万円未満)

助成対象です。
通常どおり 2019 年中の所得で審査
を行います。

はい

夫及び妻の **2018 年中の所得**
の合計が **730 万円未満**である

※所得の計算は平成31(令和元)年度所
得証明書(児童手当用)で行います。

いいえ
(730万円以上)

助成対象外です。
※新型コロナウイルスの影響で所得が大幅に減少
し、夫及び妻の本年(2020年)中の所得の合
計が730万円未満となる見込みの方は、【所得
特例1】により助成対象となる場合がありますの
で、お住いの住所地を管轄する保健所・支所へ御
相談ください。

はい

【所得特例2】に該当するため、2018年中の所得で審査を行います。
※申請の際は、夫及び妻の**令和2年度所得証明書(児童手当用)**と**平成31(令和元)年度所得証明書(児童手当用)**が必要です。
※所得証明書は市町村役場で入手できます。市町村により名称が異なりますのでご注意ください。
申請に必要なのは、児童手当法施行令に基づく各種所得控除内訳の記載があるものです。市町村窓口で「児童手当用の所得証明書が必要」とお伝えください。

○申請、お問い合わせは各保健所・支所の不妊治療費助成担当までお願いします。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄の市町村
備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	(086)272-3950	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
東備支所	709-0492	和気郡和気町和気487-2	(0869)92-5179	備前市、赤磐市、和気町
備中保健所	710-8530	倉敷市羽島1083	(086)434-7025	総社市、早島町
井笠支所	714-8502	笠岡市六番町2-5	(0865)69-1673	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似286-1	(0866)21-2835	高梁市
新見支所	718-8550	新見市高尾2400	(0867)72-5691	新見市
真庭保健所	717-8501	真庭市勝山591	(0867)44-2991	真庭市、新庄村
美作保健所	708-0051	津山市椿高下114	(0868)23-0148	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
勝英支所	707-8585	美作市入田291-2	(0868)73-4055	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

※岡山市、倉敷市在住の方は、下記へお問い合わせください。

○岡山市保健所健康づくり課 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 TEL (086)803-1264

○倉敷市保健所健康づくり課 〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL (086)434-9820

岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対し、不妊治療のうち治療費が高額である体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、医療費の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、もって不妊治療対策の充実を図ることを目的とする。

(助成の実施)

第2条 知事は、第4条に規定する不妊治療費を医療機関に支払った者の請求に基づき、第5条の規定により算定された金額を交付する。

(助成対象者)

第3条 この事業による助成を受けることができる者は、法律上の婚姻をしている夫婦で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫婦のいずれか一方又は両者が助成金の支給申請の日において、岡山県内に住所を有すること。（両者とも岡山市又は倉敷市に住所を有する場合を除く。）
- (2) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

2 前項第2号の所得の範囲は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条の規定を準用し、所得の額の計算方法は同政令第3条の規定を準用する。

(助成対象治療)

第4条 助成の対象となる不妊治療は、配偶者間で行う特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても含む。）で、知事が「岡山県不妊治療指定医療機関指定基準及び指定要綱」に基づき指定する医療機関（他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の知事又は市長が指定した医療機関を含む）で治療を行ったものとする。ただし、次の各号に掲げる治療法を除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの
- (3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

(助成金の額及び助成回数)

第5条 助成金の額は、前条に規定する治療に要した金額の範囲内で、1回の治療につき15万円（ただし、別表1のC及びFの治療については、7万5千円）までとし、初回の助成（別表1のC及びFの治療を除く）に限り30万円まで、助成回数は他の都道府県又は指定都市若しくは中核市において助成されたものを通じて、6回までとする。ただし、初回の助成を受けた際の、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回までとする。

なお、平成27年度までの間に通算5か年度助成を受けているときは助成を行わない。

2 前項における「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。具体的には、別表1のAからFまでのいずれかにあてはまるものとし、G及びHは助成の対象としない。

3 別表1のCの治療を除き、特定不妊治療の一環として夫の精巣又は精巣上体から直接精

子を採取する治療（以下「男性特定不妊治療」という。）を行った場合には、助成金の額は、第1項の規定にかかわらず、前条に規定する治療に要した金額の範囲内で、1回の治療につき第1項に規定する額（ただし、男性特定不妊治療に要した額を除いた額までとする）に15万円（ただし、男性特定不妊治療に要した額が15万円に満たないときは当該男性特定不妊治療に要した額）を加えた額までとする。

4 採卵準備前に男性特定不妊治療を行った結果、精子が得られない等の理由により治療を中止した場合であって、第1項及び前項の規定による助成の対象とならない場合、助成金の額は男性特定不妊治療に要した金額の範囲内で、1回の治療につき15万円（初回の助成に限り30万円）までとする。

5 前項の規定による助成は、第1項の規定による助成回数に含める。

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金支給申請書（様式第1号）に、不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書（様式第2号）及び次の関係書類を添えて、居住地を管轄する保健所長又は支所長を経由して、県民局長あて申請するものとする。

(1) 別表2に掲げる岡山県内に居住している法律上の夫婦であることを証明する書類

(2) 夫及び妻の所得を証明する書類

2 助成金の申請は、当該治療に係る治療費の支払いが終了した日の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし、3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌月15日までに申請することができる。

3 前条に規定する年度は、申請が行われた日を基準として決定する。

（助成の決定）

第7条 県民局長は、前条第1項の申請を審査し、助成の可否を決定した後、申請者にその旨を速やかに通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 助成金は、申請者が指定した金融機関の口座への振込みの方法により交付する。

（助成金の返還）

第9条 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があるときは、知事は、その者から助成した額の全額または一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行し、平成16年4月1日以後において開始した治療について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の岡山県不妊治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行し、平成21年度実施事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度実施事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。なお、平成24年7月8日以前に交付を受けた外国人登録原票記載事項証明書の取扱いについては、従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の岡山県不妊治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。なお、平成27年3月31日以前において開始した治療については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月10日から施行し、平成28年1月20日以降に終了した治療について適用する。
- 2 この要綱による改正前の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に開始した治療について適用する。なお、平成31年3月31日以前において開始した治療については、なお従前の例による。
- 2 この要綱による改正前の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日以降に開始した治療について適用する。なお、平成31年3月31日以前において開始した治療については、なお従前の例による。
- 2 この要綱による改正前の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度実施事業から適用する。
- 2 この要綱による改正後の岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における取扱いとして、令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳である場合は、新要綱第3条第1項第3号中「43歳未満」とあるのは「44歳未満」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱による新要綱の規定にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における取扱いとして、令和2年3月31日時点の妻の年齢が39歳である場合は、新要綱第5条第1項中「40歳以上」とあるのは「41歳以上」と読み替えるものとする。